



燕市監委告示第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 1 月 2 6 日

燕市監査委員	五十嵐 昭 五
同	大久保 重 孝
同	丸 山 吉 朗

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象

産業振興部 商工振興課、産業振興部 農政課

### 2 対象期間

平成29年度（平成29年4月1日～平成29年11月30日）

### 3 監査の実施期間

平成29年12月6日(水)～平成30年1月25日(木) ※1月12日(金)ヒアリングを実施

### 4 監査の目的及び方法

この監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象課より事前に監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類等を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

### 5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（予算執行・収支・契約・出納保管・財産管理等）について
- (2) 市民サービスの向上と事務事業の取組みについて
- (3) 各課の事務内容と職務分担及び職員の勤務状況について

## 第2 監査対象の概要

（職員数は平成29年11月末現在）

- 1 商工振興課 【全体 職員18名（うち管理職4名）、嘱託職員1名、臨時職員4名、地域おこし協力隊2名】
  - 産業支援係 【職員3名】  
商工業振興対策、金融及び助成、労働及び雇用対策、創業支援、定期露店市場、伝統的工芸品産業、計量器の検査、吉田産業会館、勤労者総合福祉センター等に関すること
  - ブランド推進係 【職員3名】  
新たな産業の創出、産地製品の販路開拓、つばめ東京オリンピックプロジェクト、磨き屋一番館等に関すること
  - 新産業推進係 【職員3名】  
企業誘致及び企業立地の推進、新たな受注の促進及び開拓、新たな産業分野の開拓、新技術・新商品開発等各種支援、企業並びに大学及び試験研究機関との連携、燕三条地場産業振興センター等関係機関との連絡調整等に関すること
  - 産業史料館係 【職員1名、嘱託職員1名、臨時職員3名】  
産業史料館に関すること

観光振興室 【職員 5 名（うち管理職 1 名）、臨時職員 1 名、地域おこし協力隊 2 名】  
(観光振興係) 観光施策の企画及び立案、観光宣伝及び観光客の誘致、観光行事、観光資源の保護及び育成、観光施設の整備及び維持管理、広域観光及び観光関係団体、産地製品の宣伝、移動露店、各地域のまっりの連絡調整、観光交流等に関すること

2 農 政 課 【全体 職員 14 名（うち管理職 3 名）】

農政企画係 【職員 4 名】

農業行政の企画及び計画、人・農地プラン、農業経営基盤の強化、農業制度資金、農業関係団体等の連絡調整、農村環境改善センター等の管理運営、多面的機能支払交付金、農林統計、地域活性化交流の推進、農地中間管理機構、チャレンジ・ファーマー支援事業（農力アップ）、農商工連携ビジネス創出支援等に関すること

農林環境係 【職員 2 名】

土地改良、農業農村整備、農林業施設災害復旧、農村振興基本計画、治山、経営体育成等促進計画、森林整備、林道整備及び維持管理、土地改良事業分担金の徴収、農業用施設及び農地の河川占用、農業振興地域の整備等に関すること

生産振興係 【職員 5 名】

担い手対策、地域活動組織、農業農村ネットワークの推進、環境保全型農業直接支払交付金、農業組合法人に成立等の届出、認定農業者及び農業法人、地産地消・食育・特産開発の推進、6次産業化推進、水田農業構造改革対策、米の生産調整、農業再生協議会、水田フル活用ビジョン、農産物の生産振興、畜産の振興、農産物の病虫害の防除、農産物の有害鳥獣対策、農業災害、農畜産物の流通及び消費、景観作物推進、食品表示法、市民農園、埋設農薬、チャレンジ・ファーマー支援事業（水稲直播栽培・高度水田管理・環境保全土づくり）等に関すること

### 第3 監査の結果

#### 1 商工振興課

##### (1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 課内での業務の平準化に取り組んでいるところではあるが、新規事業や年間を通して休日のイベント等も多いことで、時間外勤務が多くなっていることに加え週休日の振替を半分以上取得できていない職員もいる。

イ 普通旅費について、11月末までに2つの事業で予算不足が生じており、他科目からの予算流用により対応している。

ウ 平成28年度以降の燕市観光協会への補助金が増加した主な要因として、市から平成28年度は職員2名、平成29年度は職員3名が燕市観光協会へ出向となったことによる人件費相当分の増加であるとしている。

エ 職務に関連して職員が関係団体等の金銭、いわゆる準公金を管理するための口座を今年度新たに2つ開設している。

オ 平成 27 年度から実施している「創業支援資金利子補給金」制度は、市内で創業するための事業資金の融資を金融機関から受けた者に対し当該資金に係る負担利子の一部を補助するものであり、補給金の認定を受けた者は平成 27 年度 20 名、平成 28 年度 13 名、平成 29 年度は 12 月末時点で 11 名となっている。また、平成 29 年度から実施の「創業活性化支援補助金」制度は、市内の人口集中地区（D I D 地区）において空き家等を利用して新規創業を行おうとする者へ空き家等賃借料の一部を 12 月間補助するもので、広報紙や各種セミナー、商工会議所等での周知を図っているところであるが、12 月末現在申請は 0 件となっている。

## (2) 意見

恒常的に時間外勤務が過重となっていると思われる。多くの時間外勤務が生じている要因を検証し、仕事の流れそのものを変えるなど働き方を見直し、時間外勤務の削減と確実な週休日の振替取得に結びつくよう、職員の健康管理のため確実に取り組まれない。

予算の執行状況をみていくと、11 月末現在複数の科目で予算流用の上事業を執行しており、結果として予算の見積りが適切でなかったと思われる事案があった。歳出予算に不足が生じた場合の例外的な手段として、一定の制限内において予算の流用が認められているが、事前議決が予算の原則であることから、適切な予算見積りと効率的な予算執行に努められたい。

業務委託については、業務範囲の明確化により支出の透明性が必要と思われる。委託先が自力でその業務を執行する能力を持っていることが前提であるが、市が関与しないと事業の遂行が困難な団体など、やむを得ず市職員が事務局運営を担う必要がある場合にも担当部署のみで判断せず、市の施策推進上必要であるか等の観点から全庁的立場で判断するとともに、業務命令としての手続きを明確にされたい。

## 2 農政課

### (1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 今年度新規の「農商工連携ビジネス創出支援」事業は、農業生産者と商工業者が連携して実施する事業を支援し、付加価値の高い加工品等の開発および連携体による独自販路の開拓などを促すことで、新事業創出による農業生産者の所得向上を目指すものであるが、4 件の申請があり、そのうち 3 件が採択されている。

イ 農業所得向上を目指した取り組みに新たにチャレンジする農業者等を支援する「チャレンジ・ファーマー支援事業」については、予算額と決算額の乖離が大きな課題となっている。これは、農業者の高齢化や先行きが見えない等の理由から、積極的に新たな投資に踏み切れないためであると考えられるが、農業経営を維持するために農業所得向上への取り組みは重要であることから、引き続き制度周知に努めたいとしている。なお、区分別の申請状況は次のとおりである。

	農力アップ チャレンジ支援	コスト低減 チャレンジ支援
平成27年度	4件	7件
平成28年度	15件	8件
平成29年度 ※注	7件	9件

※注) 平成29年度は平成29年12月末日現在の申請状況

ウ 各種団体への補助金については、個別要綱を持たず「燕市補助金交付規則」に基づき交付しているものが多くある。

エ 農地集積・集約化促進事業について、農地中間管理機構への貸付状況は平成27年度150.22ha(130件)、平成28年度117.43ha(83件)となっている。また、協力金の交付状況は次のとおりである。

区 分	平成27年度	平成28年度
<b>『地域集積協力金』</b>		
※地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた、一定の要件を満たす地域に対し交付		
件 数	3件	2件
面 積	9,969 a	5,732 a
交 付 額	27,913,200 円	12,037,200 円
<b>『経営転換協力金』</b>		
※機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者等に交付		
件 数	30件	14件
面 積	4,242 a	2,249 a
交 付 額	15,800,000 円	7,600,000 円
<b>『耕作者集積協力金』</b>		
※農地を機構に貸し付けた時点において2筆以上の連担する農地を耕作していた農業者に交付		
件 数	50件	16件
面 積	1,259 a	1,652 a
交 付 額	2,518,000 円	1,652,000 円

## (2)意見

チャレンジ・ファーマー事業については、平成27年度の事業開始以降、毎年事業予算が増額となっているが予算額と決算額の乖離が見られる。主な原因は、高齢化に伴い農業者が積極的な投資へ踏み切れないことによるものと考えられるが、当該事業を積極的に活用してもらうための方策を講じるとともに、事業費の見直しも含めた総合的な検討が必要と思われる。

補助金の交付については、透明性を確保するため個別の交付要綱等を整備し、あわせて継続的に助成を行っているものは補助金額の妥当性や効果について、常に検証していく必要がある。交付先の一部団体において先進地視察が行われているが、交付の目的が果たされていることはもとより、補助金が効率的、かつ効果的に活用されているかについても検証されたい。また、各種団体等への交付にあたっては、当該年度の事業に用いられるものであることを勘案すると、年度末等交付時期が遅い補助金や事業費全体の数パーセント程度の補助金については、当該団体等にとって補助金が真に必要なものとなっているかについて十分な検証をする必要がある。

厳しい財政状況が続く中、過去の実績を安易に踏襲することなく、各職員が日頃から不断に業務を見直す意識を持ち、より効率的・効果的な行政執行にあたられたい。